母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付制度のご案内



◆母子及び父子並びに寡婦福祉資金とは◆

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金の貸し付けを行っています。

◆貸付対象者は◆

1　母子家庭の母（父子家庭の父）

母子家庭の母（父子家庭の父）とは、配偶者のない女子（男子）で現に20歳未満の児童を扶養している方をいいます。

※「配偶者のない女子（男子）」とは、配偶者（内縁関係にある方を含む。）と死別したり、離婚した方で、現在も婚姻していない女子（男子）をいいます。
また、次のような場合も「配偶者のない状態」に含まれ、貸付を受けることができます。

・配偶者の生死が不明か、または配偶者から遺棄されている。
・配偶者が外国にいるか、または法令により拘禁されているため、その扶養が受けられない。
・配偶者が精神又は身体の障がいにより働けない。
・婚姻によらないで母（父）となった。

2　寡　　婦

寡婦とは、かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人した後もなお、現在、配偶者のいない方をいいます。

3　母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦以外の方で貸付の対象となる方

（1）20歳未満の父母のない児童
（2）母子家庭の母（父子家庭の父）が扶養している児童
（3）子どもが成人してから後に夫と死別や離婚などをした40歳以上の女子の方で、現在配偶者のない状態にある方
（4）子供を持ったことがなく、夫と死別や離婚などをした40歳以上の方で現在配偶者のない状態にある方

（注）寡婦または40歳以上の女子で児童を扶養していない方については、前年の所得（1月から5月までの間に申請する場合は前々年の所得）の額が203万6,000円以下の方に限って貸付の対象となります。

◆資金の種類、貸付限度額は◆

「母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表」（裏面）のとおりです。

◆貸付の決定は◆

住所地を管轄する地域振興局（総務）福祉課が、提出された貸付申請書や添付書類を審査して行います。
※貸付まで約１ヵ月要します。
※申請書を提出した後、審査会の結果で貸付ができない場合もあります。

◆貸付の要件・連帯保証人などは◆

●償還金月額（他の借入金を含む）が、申請時の月収の25%を超える場合は、貸付の対象外となる場合があります。
●他制度の貸付金、租税又は公共料金等の滞納が著しい方への貸付はできません。
●連帯保証人１名以上
（県内に1年以上居住する親戚等で保証能力のある方）
●連帯保証人は、申請時の年齢が原則として65歳以下で、かつ、償還期間終了時の年齢が70歳未満の方となります。
●本資金を借入中の方は、他の本資金借入申込者の連帯保証人（相互保証）になることはできません。また、既に本資金を滞納されている方の連帯保証人になっている場合も、連帯保証人になることができません。
●修学資金、修業資金、就学支度資金及び就職支度資金については、貸付により修学し、又は知識技能を習得する方（児童）が連帯借主として加わることになります。

◆償還の方法は◆

月賦償還による元利均等償還です。

1　償還金（なるべく便利な口座引落をご利用ください）

(1)口座引落
毎月末に償還金を口座から引き落としますので、必ず月末までに口座へ入金してください。引落しをする口座を変更する場合は、貸付を受けた地域振興局へ届け出てください。

(2)納入通知書
毎月中旬頃に納入通知書を送付しますので、それを持って銀行、郵便局等の窓口で現金と一緒に払い込んでください。
毎月、必ず月末までに払い込んでください。地域振興局にて申込をすれば口座引落しへも変更できます。

2　納期限までに納められない場合

事故や病気等でどうしても償還金を支払えない場合は貸付を受けた地域振興局に早めに相談してください。

◆納入期限までに支払がない場合は◆

1　借受人と連帯保証人へ督促状と催告状が送られます。

2　法律の定めにより、違約金（延滞利息）が年利3%の割合で請求されます。

※違約金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第１７条の規定に基づき徴収します。

◆問い合わせ先は◆

不明な点、お気づきの点がありましたら、最初に貸付を受けた地域振興局（総務）福祉課の母子父子寡婦福祉資金貸付担当者または母子・父子自立支援員へお問い合わせください。

◆貸付申請に必要な書類は◆

貸付申請に必要な書類は次のものです。

1　貸付申請書
2　貸付を受けられる方であることを証する書類
3　所得証明書
4　連帯保証人の所得証明書（連帯保証人を立てる場合）
5　各資金ごとに下に掲げる書類
6　その他、知事が必要と認める書類



申請書類を提出する前に、事前相談が必要になります！

資金の種類	添付書類
事業開始資金	事業開始計画書（事業資金見積書、官公署への申請書又は許認可書の写し、事業所の平面図を含む）
事業継続資金	現事業を明らかにする書類、事業継続計画書（事業資金見積書、官公署の許認可書の写し、決算書の写し、事業所の平面図を含む）
修学資金	在学証明書、入学許可書の写しのうちいずれか一つ。（毎年4月には学校の証明を取り、在学証明書を提出してもらいます。期限までに提出されないと貸付が停止されます）
技能習得資金	在籍証明書、入学（入所）許可書の写しのうちいずれか一つ。（毎年4月には入学（入所）先の証明を取り、在学（籍）証明書を提出してもらいます。期限までに提出されないと貸付が停止されます）
修業資金	在籍証明書、入学（入所）許可書の写しのうちいずれか一つ。 （自動車運転免許取得の場合は就職見込証明書）
就職支度資金	就職決定（見込）書、（通勤用自動車購入の場合）運転免許証の写し、自動車購入に関する見積書
医療介護資金	**医療**…診断書（医療を必要とする機関及び概算医療費（患者の負担となるもの）などを記載したもの） **介護**…介護保険対象分の利用者負担額が記載された書類、償還払いとなる介護サービス費の額が記載された書類及び見積書等
生活資金	**技能**…在籍証明書、入学（入所）許可書の写しのうちいずれか一つ **医療・介護**…医療介護資金貸付申請書添付書類の写し **失業**…公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し **生活安定**…母子家庭の母（父子家庭の父）となって７年未満の者であることを証明する書類等 **豪雨急変**…所得が確認できる書類
住宅資金	**新築、補修（保全・増改築）** 住宅新築、補修（保全・増改築）計画書、所有関係を明らかにする書類 建築確認通知書の写し、住宅を新築する土地の権利関係を証する書類 **住宅購入** 売買契約書の写し、売主の権利関係を明らかにする書類（登記簿謄本等） 平面図及び位置図、資金計画 購入する住宅が借地上のものである時は、賃貸人の貸借権の譲渡又は転貸の承諾を証する書類
転宅資金	賃貸借契約書、使用承諾書の写しのうちいずれか一つ
就学支度資金	入学通知書、合格証明書、入学許可書の写し、在学証明書のうちいずれか一つ
結婚資金	婚姻することを証する書類



夢づくり教育資金

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を図ることを目的とした教育資金のこと

安心して受験ができるために…

児童が安心して受験ができるよう、資金の申請時期を早め、貸付決定を行います。

【貸付申請開始時期】
受験前の９月以降“申請可能”です。

【仮決定】
申請受付後、審査のうえ、随時仮決定を行っていきます。

●貸付対象・・・母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の子ども
父母のない子ども
●連帯保証人・・原則として１名
①制限行為能力者でないこと
②貸付金を弁済できる就労等による収入を有するか、求職活動等の自立を図るための活動をしていること。



貸付金の種類	貸付対象	資金の概要	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	（据置期間） 【償還期限】	利子※	連帯保証人
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業（団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、材料等を購入するための資金	※複数の母子家庭の母（父子家庭の父）等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。	－	（貸付の日から1年） 【7年以内】	年1%	連帯保証人を立てる場合は無利子
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業（団体については政令で定める事業）を継続するために必要な資金 ※借金返済に充てるための資金ではない。 ※事業開始後概ね3年以上経過していること。		－	（貸付の日から6ヶ月） 【7年以内】	年1%	
修学資金	母子家庭の母（父子家庭の父）が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は、専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 ※原則として、他の公的奨学金との重複貸付はできない	※学校種別・学年別は右表のとおり 高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学している児童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当等の給付を受けられなくなった場合は、児童扶養手当の額を加算した額を限度額とする。なお、原則日本学生支援機構法に基づく奨学金及びその他の貸付制度による修学資金と重複しての貸付は行えません。	就学の期間中	（修学終了後6ヶ月） 【貸付期間の4倍以内】	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母（父子・寡婦）が事業を開始又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月　額　68,000円 必要に応じて、一括して貸し付けることもできる。 （限度額　816,000円） （自動車運転免許を習得する場合は460,000円）	習得期間中の5年以内	（習得期間終了後1年） 【貸付期間の4倍以内】 （運転免許習得の場合6年以内）	年1%	
修業資金	母子家庭の母（父子家庭の父）が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	児童（子）が事業を開始又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月　額　68,000円 ※修業中、児童について18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該額を加算した額（高校3年生在学時に就職が決定した児童が自動車運転免許を習得する場合　460,000円）	習得期間中の5年以内	（習得期間終了後1年） 【貸付期間の4倍以内】 （運転免許習得の場合６年以内）	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母（父子家庭の父）又は児童 父母のない児童 寡婦	就職をするために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	1回につき　110,000円 （自動車購入の場合は340,000円を上限とし、その内230,000円をその購入費用にあてる）	－	（貸付の日から１年） 【6年以内】	年1%	
医療介護資金	母子家庭の母（父子家庭の父）又は児童 ※介護の場合は児童を除く 寡婦	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内）を受けるために必要な自己負担金、通院のための交通費及び医師が必要と認めた保険給付のサービスのための資金	医　療　340,000円 （所得税非課税　510,000円） 介　護　500,000円	－	（医療又は介護期間終了後６ヵ月） 【5年以内】	年1%	
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①知識技能を習得する間、生活を安定・維持するのに必要な生活費 （技能習得資金の貸し付けの有無を問わない） ②医療又は介護を受けている者がその期間中に必要な生活費等の経費 （医療介護資金の貸付の有無を問わない） ③失業期間中の生活の安定と再就職活動の促進を図るための資金	（技能習得）　月　額　141,000円 （その他）　月　額　118,000円 【生計中心者ではない場合】月　額　79,000円 ※一括貸付（３ヵ月分）を行うことができる。	知識・技能習得期間中のら年以内又は医療介護を受けている期間中の1年以内又は離職した日の翌日から1年以内	（期間終了後6ヶ月） 【20年以内（技能習得）】 【5年以内（失業中）】 【5年以内（医療介護）】	年1%	
生活資金	母子家庭（父子家庭）となって７年未満の母（父）	母子家庭（父子家庭）となって７年未満の母（父）が、生活を安定させるために必要な生活費等の経費 （養育費の取得に係る裁判等に要する費用も含む）	月　額　118,000円 【生計中心者ではない場合】月　額　79,000円 （貸付合計283万2千円以下） ※養育費取得のための裁判費用については１２ヶ月を上限として一括貸付を行うことができる。また、裁判費用以外についても一括貸付（３ヵ月分）を行うことができる。	240万円に達する期間	（貸付期間終了後６ヵ月） 【8年以内】	年1%	
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父	失業はしていないものの所得が激減した場合に、生活を安定させ、自立を図るための資金	児童扶養手当に準拠した額（全額支給の額）	原則３か月以内（最長１年まで延長可能）	（貸付期間終了後６ヵ月） 【１０年以内】	年1%	
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金	1回につき　1,500,000円 （災害、老朽等による補修・増改築等の場合） 特別　2,000,000円	－	（貸付の日から６ヵ月） 【6年以内】 【※災害時は7年以内】	年1%	
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するときに、敷金等の貸借に必要な資金及び特に必要と認められる運送費に充てる資金	1回につき　260,000円	－	（貸付の日から６ヵ月） 【3年以内】	年1%	
就学支度資金	母子家庭の母（父子家庭の父）が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	自宅通学　自宅外通学 小学校　91,600円 中学校　101,000円 （小・中学校の就学支度資金については、所得税非課税世帯の場合に限る。） 高等学校等　150,000円　160,000円 修業施設　272,000円　282,000円 私立の高等学校等　410,000円　420,000円 国公立の大学等　420,000円　430,000円 私立の大学等　580,000円　590,000円 国公立の大学院　420,000円　430,000円 私立の大学院　580,000円　590,000円	－	（小・中学校…児童が15歳に達した日の属する学年終了後6ヶ月経過するまで） （修学又は修業の終了後６ヶ月経過するまで） 【５年以内】	無利子	
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母（父子家庭の父）が扶養する児童、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	婚姻する者1人につき　340,000円	－	（貸付の日から６ヶ月） 【5年以内】	年1%	

延滞元利金額につき年三パーセント

学校種別・学年別修学資金貸付限度額（月額）一覧表

（令和6年4月1日現在・単位：円）

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校（一般課程）			55,500	55,500			





※主な学校種別や修学期間を記載。　※貸付限度額は借受人の前年所得等により異なります。

◆次のようなときはすぐに◆

以下のようなことが、あなたや保証人に起きたときは、すぐに貸付を受けた振興局へお知らせください。

①住所や氏名を変えたとき
②結婚（再婚）したとき
③営業、事業をやめたときや営業内容を変えたとき
④休学、退学したとき（修学、技能習得、修業資金を借りているとき）
⑤日本学生支援機構などから奨学金を借りるようになったとき（同上）
⑥授業料の減額や免除を受けられるようになったとき
⑦支払（償還）期限までに、返済金（償還金）を支払えないとき
⑧子どもが卒業した場合、その進学・就職先が決まったとき
⑨保証人を変える必要があるとき
⑩その他、生活状況に大きな変化が生じたとき



◆守っていただくこと◆

1　この貸付金は、申請書に記入した計画のとおり使ってください
2　貸付決定通知書、償還金領収書等は大事な書類ですから、返済が終わるまで保管袋に入れてなくさないようにしてください
3　次のような場合、貸付金を一括して返済していただくことがありますのでご注意ください
ア　事業を怠ったり、貸付目的達成の見込がないとき
イ　貸付金の使途を勝手に変更し、他に流用したとき
ウ　虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
エ　故意に償還金の支払いを怠ったとき

お問い合わせ先

～各地域の振興局（総務）福祉課まで～

★宇　城地域　0964-32-2416
★玉　名地域　0968-74-2117
★鹿　本地域　0968-48-1202
★菊　池地域　0968-25-0689
★阿　蘇地域　0967-24-9034
★上益城地域　096-282-0215
★八　代地域　0965-33-8756
★芦　北地域　0966-82-2128
★球　磨地域　0966-22-1040
★天　草地域　0969-22-4241